

教育基本法の早期改正を求める意見書

我が国の教育は、民主的で文化的な国家の建設を目指した教育基本法の制定により、半世紀にわたり、目覚しく普及し、発展するとともに、社会経済の発展にも大きく貢献してきました。

しかし、戦後の社会情勢は、大きく変化をし、子どもの問題行動や社会性の希薄化が進んでいます。さらには、家庭や地域社会における教育力の低下や、伝統・文化の尊厳の欠如など、教育の在り方そのものも問われています。

こうした中で、平成十五年三月に、文部科学大臣の諮問機関である中央教育審議会は、教育基本法の抜本の見直しが必要とした「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」の答申をまとめたところです。

我が国の次代を担う子どもたちが、将来に夢や希望を抱き、生きる力を持ってたくましく育っていくためには、今こそ、新しい時代の教育の基本像を明確に提示するとともに、それを実現していくことが重要です。

政府は、社会の存立基盤である教育の新しい時代における在り方を真剣に検討し、中・長期的視野に立ち、教育施策を総合的かつ計画的に推進し、「人材・教育大国」の実現に取り組むとともに、歴史や伝統文化を尊重し、社会の形成者としての公徳心や国際感覚を併せ持った人材を育成することが必要不可欠です。

よって、江戸川区議会は、国会及び政府に対し、すみやかに教育基本法改正案を提出し、早期に改正されるよう強く要請します。

以上、地方自治法第九十九条の規定により、意見書を提出します。

平成十六年六月二十三日

江戸川区議会議長 八武崎 一郎

衆議院議長・参議院議長

内閣総理大臣・文部科学大臣

あて